

○鹿児島県地方警察職員の自己啓発等休業
に関する訓令 (平成20.5.2 鹿児島県警察本部訓令9)

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年鹿児島県条例第6号）の規定に基づく、鹿児島県地方警察職員（以下「職員」という。）の自己啓発等休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の承認等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認等)

第2条 職員は、自己啓発等休業の承認又はその期間の延長を申請しようとするときは、自己啓発等休業承認申請書（別記様式）を自己啓発等休業を始めようとする日又は自己啓発等休業の期間を延長しようとする日の1月前までに警察本部長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、警察本部長がその事由を確認する必要があると認めて指示したときは、当該職員は、証明書類を提出しなければならない。

(職務復帰)

第3条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(辞令交付)

第4条 自己啓発等休業を承認する場合、自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合及び自己啓発等休業をしている職員を職務に復帰させる場合は、別に定めるところにより、辞令を交付するものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から適用する。

第2編 警務 鹿児島県地方警察職員の自己啓発等休業に関する訓令

別記様式（第2条関係）

自己啓発等休業承認申請書

			年 月 日
鹿児島県警察本部長 殿			
			所 属 職 名 氏 名 (職員番号) 印
次のとおり自己啓発等休業（期間の延長）の承認を請求します。			
1 申請の内容	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業 <input type="checkbox"/> 自己啓発等休業期間の延長		
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在 地)	[]
	課程の名称 (修業年限)	()	
	履修の期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織	活動分野
	活動期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
	滞在	年 月 日 から 年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
4 既に自己啓発等休業をした期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
5 備考			

注 1 次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) (1)の内容に関する照会先

2 「履修の期間」の欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。

3 「活動組織」の欄には、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、国際ボランティア等の別を記入すること。

4 「国内訓練」の欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。

5 「備考」の欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他警察本部長が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

6 該当する□には、レ印を記入すること。

② 1760(～1762)

・〔鹿児島警40〕